

下松市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月29日

下松市長 國 井 益 雄

## 下松市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する周辺市民の生活環境へ深刻な影響を及ぼす活用されない空き家の早期解体を促進することにより、市民の安全安心な暮らしを守ることを目的として、危険な空き家の除却事業に係る危険空き家除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、下松市補助金等の交付に関する規則（平成23年下松市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存するおおむね年間を通して使用実績のない常時無人な状態の一戸建て又は長屋建ての建築物で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものをいう。
- (2) 危険空き家 放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家で、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 木造又は軽量鉄骨造のものであること。
  - イ 別表第1及び別表第2の基準を満たすものであること。
  - ウ 公共事業等の補償の対象となっていないものであること。
  - エ 所有権以外の権利が設定されていない家屋であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。
  - オ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定により勧告に係る措置をとることを命じられている特定空家等でないこと。
- (3) 所有者等 次のいずれかに該当する個人をいう。
  - ア 危険空き家の所有者
  - イ 危険空き家の存在する土地（以下「所在地」という。）の所有者で空き家の所有者又はその相続人の同意を得た者
  - ウ ア又はイの相続人
  - エ その他市長が適当と認める者
- (4) 解体工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に

掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、市内に本店、支店、営業所、事務所等を有するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、危険空き家の所有者等のうち解体工事を行おうとする者で、市長が特に認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者となることができない。

(1) 本市の市税等を滞納している者

(2) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある者又は交付を受ける予定がある者

(4) 補助金を受けて空き家を解体することについて、不利益を受けることになる全ての者から同意を得ていない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

（補助事業）

第4条 補助事業は、対象者が解体工事業者に依頼して市内にある危険空き家を除却し敷地を更地にする工事で、次に掲げる工事を除くものとする。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 国、地方公共団体等の補助金等の交付を受ける工事

(3) 草木の除草、伐採等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める工事

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する費用（消費税、地方消費税、家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び浄化槽等の地下埋設物の除却に係るものを除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費又は危険空き家の延べ面積に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(1) 木造 当該年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等の木造の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額

(2) 軽量鉄骨造 当該年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等の非木造の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額

（事前申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の対象となるか否かの確認を行うための下松市危険空き家除却促進事業

補助金交付事前調査申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、事前審査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、対象建築物の調査及び申請の内容を審査のうえ、補助対象建築物に該当するか否かを判定し、その結果を下松市危険空き家除却促進事業補助金交付事前調査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請書等）

第7条 補助金等交付申請書は、規則第4条の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付申請書（別記第3号様式）とし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたものに限る。）
- (2) 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類
- (3) 本市の市税の滞納がないことの証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定通知書等）

第8条 補助金等交付決定通知書は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）とする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないことの決定をしたときは、下松市危険空き家除却促進事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第9条 補助事業者が、交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合に提出する補助金等変更（中止・廃止）申請書は、規則第5条第3項の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業変更計画書（別記第6号様式）とし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 補助金等変更（中止・廃止）承認通知書は、規則第5条第4項の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付決定変更通知書（別記第7号様式）とする。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者が交付決定後において補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合に提出する補助金等変更（中止・廃止）申請書は、規則第5条第3項の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付申請取下書（別記第8号様式）とする。

2 補助金等変更（中止・廃止）承認通知書は、規則第5条第4項の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付申請取下承認通知書（別記第9号様式）とする。

（完了報告書等）

第11条 補助金等実績報告書は、規則第7条の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業完了報告書（別記第10号様式）とし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 補助事業に係る工事請負契約書又は請書

(2) 補助事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書（内訳の記載されたものに限る。）

(3) 補助事業に係る廃棄物に関する処分証明書(マニフェスト伝票E票をいう。)等の写し。

(4) 補助事業の完了を確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了報告書及び前項に規定する書類は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第12条 補助金等交付額確定通知書は、規則第8条の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付確定通知書（別記第11号様式）とする。

（請求書）

第13条 補助金等請求書は、規則第9条の規定にかかわらず、下松市危険空き家除却促進事業補助金請求書（別記第12号様式）とする。

（交付決定の取消し等）

第14条 規則第10条の規定により交付決定を取り消すときは、下松市危険空き家除却促進事業補助金交付取消通知書（別記第13号様式）及び下松市危険空き家除却促進事業補助金返還命令書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（申請等の代行）

第15条 申請者は、第6条及び第7条に規定する申請の手続を第三者に代行させることができる。

2 補助事業者は、第9条、第10条、第11条及び第13条に規定する申請の手続を第三者に代行させることができる。

3 申請者又は補助事業者は、第6条、第8条、第9条、第12条及び第14条に規定する通知の受領を第三者に代行させることができる。

4 申請者又は補助事業者は、前3項の手続を代行させる場合、下松市危険空き家除却促進事業委任状(別記第15号様式)を市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、国の危険空き家除却促進事業に相当する事業が終了した日又は下松市空家等対策計画の期間が満了した日のいずれか早い日に限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

建築物の不良度の測定基準表

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点		
1 構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100		
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
	(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15			
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25			
	(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15			
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒が垂れ下がったもの	25			
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50			
	3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの		10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの		20	
(1) 屋根		屋根が可燃性材料でふかされているもの	10			

4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10
<p>1 一つの評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。</p> <p>2 評点の合計が100点以上の場合に危険と判定する。</p>					

別表第2（第2条関係）

周辺への危険度判定基準表

	項目	建物及び敷地の立地状況
周辺への影響	①外壁材、屋根材の落下等	ア 落下又は落下のおそれがある建物である。
		イ 落下又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が落下又は落下のおそれのある部分の高さの2分の1以内である。
		ウ 隣地（現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。）及び道路は、落下又は落下のおそれのある部分の高さより低い位置にある。
	②倒壊等	ア 倒壊等のおそれがある建物である。
		イ 倒壊等のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が当該建物の高さ以内である。
		ウ 隣地（現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。）及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。
<p>1 ①又は②の項目ごとに判定し、いずれかに該当する場合に危険とする。</p> <p>2 ①又は②の項目の判定は、項目ごとの全ての事項に該当する場合に危険と判定する。</p>		